

【別紙】審査基準(公開用)

委員審査 項目・基準 (右記載の配点を上限とする)		配点	
1. 基本項目(5点×6人=30点)		30	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動向を踏まえ、こども・若者の現状と課題を十分理解している。 ・こども・若者支援の理念や考え方が適切である。 ・本人や保護者等に対するプライバシーへの配慮及び個人情報の取り扱いが適切である。 ・業務従事者に支援力や適性が十分にある。 ・職場及び支援の現場におけるハラスメントを防止するため、必要な対策がとられている。 	360	
2. 個別専門的支援について有効性・実効性があるか。(10点×6人=60点)			60
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理やゴール設定がされている。 		
3. 個別面談、訪問支援、居場所の提供及び同行支援について有効性・実効性があるか。(10点×6人=60点)			60
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付し、スムーズに個別面談につなぐ工夫がされている。 ・対面、電話、メール、アウトリーチ等、様々なツールを用いた相談窓口を提供することができる。 ・居場所の提供について、外に出ることができない本人が来やすい工夫がされている。 ・同行支援について、多機関連携ができるような提案内容になっている。 		
4. 子ども・若者支援地域協議会のサポート機関として有効性・実効性があるか。(10点×6人=60点)			60
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の各構成機関と困難ケースの支援に向けた調整ができる。 ・個別ケースについて、積極的に主導して機関連携する姿勢がある。 		
5. 子ども・若者支援地域協議会構成機関の支援力の向上に有効性・実効性があるか。(10点×6人=60点)		60	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成機関の支援の質を向上させるために、内容を工夫して講習会を実施できる。 ・状態改善に向けた支援ノウハウを各支援機関ができる支援方法として落とし込み、協議会で共有する機会を設ける。 		
6. 独自の事業提案(15点×6人=90点)		90	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者自立支援についての考え方や実施方法に、実効性・積極性・独自性・発展性がある。 		
事務局審査 項目・基準 (右記載の配点を上限とする)		配点	
業務実績調書		25	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の業務実績は豊富か 複数年にわたる同事業は1つの事業としてカウントするものとする(令和6年度中の契約は対象外) 【同種業務】(こども・若者を対象にした居場所または相談業務) 契約額1000万円以上・・・5点 500万円～1000万円未満・・・4点 500万円未満・・・3点 発注者なし(独自事業)・・・2点 【類似業務】(各種居場所・相談業務) 契約額100万円以上・・・3点 100万円未満・・・2点 発注者なし(独自事業)・・・1点 ※事業実施年数の加点 3年以上・・・2点 2年・・・1点 	190	
業務実施体制			45
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の実務経験(相談業務)(最大5人分加算) 5年以上・・・4点 3年以上・・・3点 1年以上・・・2点 ・有資格者数(最大5人分加算) 社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師など 1人につき5点 		
見積書		120	
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月1日から令和7年3月31日までの見積金額について、全候補者のうち、最低見積金額を提示した候補者を60点とする。2位以下については、(参加業者中最低見積額/各社見積額)×60点 ※少数点以下は切り捨て 	60	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの見積金額について、全候補者のうち、最低見積金額を提示した候補者を60点とする。2位以下については、(参加業者中最低見積額/各社見積額)×60点 ※少数点以下は切り捨て 	60	
合計点		550	